

意見等に対する実施機関の考え方

1 対象事案名 行橋市障がい者福祉長期計画【第3期】（2019年度～2028年度）中間見直し案

2 意見等募集期間 令和7年2月14日から令和7年2月28日

3 意見の概要及び実施機関の考え方

意見の概要	実施機関の考え方
（意見等） 強度行動障がい者・重度障がい者を受け入れることが可能であるグループホームの整備に向けた市の方針を記載することはできないか？ （意見等の理由） 病気や障がい改善されても地域に帰るための住居の場が不足しているため、病院や施設から退院・退所することができない方が全国に7万人いる。特に強度行動障がい者を有する方は、その方の特性や環境によって、時には自傷・他害・物損行動を起こしてしまうことがあり、危険予測・回避が難しいため、地域で生活するための受入先を探すことが困難である状況である。 また、重度の障がいがある方は、身体機能が脆弱化し、夜間のケアや見守りが必要な場合も多くあり、日中から夜間を通じて、支援を提供できるグループホームを整備することにより、そのような方が安心して地域において生活することが可能となり、障がいの有無にかかわらず、共生社会の実現に繋がるものとする。	（結論） 本計画内では記載しないものといたします。 （理由） 障がいのある方の居住の場として、地域生活の拠点である「共同生活援助（グループホーム）」には、その一類型として、強度行動障がい・重度障がいのある方の利用を予定した「日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）」があります。この「日中サービス支援型グループホーム」は、障がい者の重度化等に対応するために創設されたサービスであり、24時間の支援体制は、他のグループホームとは異なる大きな特徴であり、強度行動障がい・重度障がいのある方が安心して地域生活を営むに当たっては、その果たす役割が大きく期待されているところです。 本市では、平成31年4月1日より、1事業所が「日中サービス支援型」として事業を開始しております。また、施設整備に向けた本市の具体的な方針につきましては、本件意見公募手続の対象となった「行橋市障がい者福祉長期計画」の下位計画である「第7期行橋市障がい福祉計画及び第3期行橋市障がい児福祉計画」（令和6年3月策定）におきまして、グループホームをはじめとする各サービスに応じて、その整備に向けた方針を定めているところであり、ご意見をいただきました「日中サービス支援型グループホーム」の整備につきましては、利用実人数の実態に応じた将来的な見込量を踏まえて、必要に応じて検討するものとしておりますので、引き続き利用実人数等の状況を注視してまいります。